

(一覧表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部産業立地・エネルギー局資源エネルギー課

(電話011-231-4111 (内線26-162))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	砂利採取法	第6条	登録の拒否	未設定イ	
2	砂利採取法	第12条	登録の取消し等	非公	
3	砂利採取法	第22条	認可採取計画の変更命令	未設定イ	
4	砂利採取法	第23条	緊急措置命令等	未設定イ	
5	砂利採取法	第26条	認可の取消し等	非公	
6	採石法	第32条の4	登録の拒否	未設定イ	
7	採石法	第32条の10	登録の取消し等	非公	
8	採石法	第33条の9	認可採取計画の変更命令	未設定イ	
9	採石法	第33条の12	認可の取消し等	非公	
10	採石法	第33条の13	緊急措置命令等	未設定イ	
11	採石法	第33条の17	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令	未設定イ	
12	高压ガス保安法	第9条	第一種製造者の許可取消	未設定イ	
13	高压ガス保安法	第11条第3項	第一種製造者の施設等の適合命令	未設定イ	
14	高压ガス保安法	第12条第3項	第二種製造者の施設等の適合命令	未設定イ	
15	高压ガス保安法	第15条第2項	高压ガス貯蔵方法の基準適合命令	未設定イ	
16	高压ガス保安法	第18条第3項	高压ガス貯蔵所の基準適合命令	未設定イ	
17	高压ガス保安法	第20条の6第2項	販売業者の販売方法に関する基準適合命令	未設定イ	
18	高压ガス保安法	第22条第3項	不合格品の廃棄命令	未設定イ	
19	高压ガス保安法	第24条の3第3項	高压ガス消費施設の基準適合命令	未設定イ	
20	高压ガス保安法	第26条第2項	危害予防規程の変更命令	未設定イ	
21	高压ガス保安法	第26条第4項	危害予防規程の遵守命令	未設定イ	
22	高压ガス保安法	第27条第2項	保安教育計画の変更命令	未設定イ	
23	高压ガス保安法	第30条	製造保安責任者免状等の返納命令	未設定イ	
24	高压ガス保安法	第34条	保安統括者等の解任命令	未設定イ	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
25	高圧ガス保安法	第38条第1項	製造許可取消・業務停止命令	未設定イ	
26	高圧ガス保安法	第38条第2項	高圧ガスの製造・消費の停止命令	未設定イ	
27	高圧ガス保安法	第39条	施設の使用停止・ガス製造禁止等	未設定イ	
28	高圧ガス保安法	第41条第2項	容器製造業者の基準適合命令	未設定イ	
29	高圧ガス保安法	第50条第4項	検査所で検査できる容器等の制限	未設定イ	
30	高圧ガス保安法	第52条第4項	容器検査所検査主任者の解任命令	未設定イ	
31	高圧ガス保安法	第53条	容器検査所の登録取消・検査停止	未設定イ	
32	高圧ガス保安法	第56条第1項	不合格容器等のくず化等の処分命令	未設定イ	
33	高圧ガス保安法	第58条の30の3第2項	指定保安検査機関の役員等の解任命令	未設定イ	
34	高圧ガス保安法	第58条の30の3第2項	指定保安検査機関の指定取消	未設定イ	
35	高圧ガス保安法	第58条の30の3第2項	指定保安検査機関の検査員解任命令	未設定イ	
36	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第13条第2項	液化石油ガス販売事業者が規格に適合しない液化石油ガスを販売した場合における措置命令	未設定イ	
37	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第14条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する書面の交付命令	未設定イ	
38	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第16条第3項	貯蔵施設等の基準適合命令	未設定イ	
39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第16条の2第2項	供給設備の基準適合命令	未設定イ	
40	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第22条	業務主任者等の解任命令	未設定イ	
41	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第25条	液化石油ガス販売事業の登録取消	未設定イ	
42	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第26条	液化石油ガス販売事業の登録取消、事業停止命令	未設定イ	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
43	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第34条 第3項	保安機関に対する保安業務の改善命令	未設定 イ	
44	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 第3項	保安業務規程の変更命令	未設定 イ	
45	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 の2	保安機関に対する認定基準適合命令	未設定 イ	
46	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 の3	保安機関の認定の取消	未設定 イ	
47	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 の5	消費設備の基準適合命令	未設定 イ	
48	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 の10第 1項	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消	未設定 イ	
49	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第35条 の10第 2項	認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消	未設定 イ	
50	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条 の5第3 項	充てん設備、充てん方法の基準適合命令	未設定 イ	
51	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第37条 の7第1 項	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消、使用停止命令	未設定 イ	
52	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条 の4第4 項	液化石油ガス設備士免状の返納命令	未設定 イ	
53	火薬類取締法	第8条	火薬類製造、販売業者の許可取消	未設定 イ	
54	火薬類取締法	第9条第 3項	火薬類製造施設、製造方法の改善命令	未設定 イ	
55	火薬類取締法	第11条 第3項	火薬類の貯蔵の改善命令	未設定 イ	
56	火薬類取締法	第14条 第2項	火薬庫の構造等の改善命令	未設定 イ	
57	火薬類取締法	第17条 第3項	火薬類の譲渡、譲受の許可取消	未設定 イ	
58	火薬類取締法	第25条 第3項	火薬類の消費の許可取消	未設定 イ	
59	火薬類取締法	第28条 第4項	危害予防規程の変更命令	未設定 イ	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
60	火薬類取締法	第29条第4項	保安教育計画の策定者の指定	未設定イ	
61	火薬類取締法	第31条第5項	保安責任者免状の返納命令	未設定イ	
62	火薬類取締法	第34条第1項	製造保安責任者等の解任命令	未設定イ	
63	火薬類取締法	第34条第2項	取扱保安責任者等の解任命令	未設定イ	
64	火薬類取締法	第36条第2項	安定度試験の実施命令	未設定イ	
65	火薬類取締法	第44条	火薬類製造等許可取消、事業停止命令	未設定イ	
66	火薬類取締法	第45条	火薬類の運搬等に関する緊急措置	未設定イ	
67	火薬類取締法	第45条の31	指定完成検査機関に対する検査実施者の解任命令	未設定イ	
68	火薬類取締法	第45条の34	指定完成検査機関の指定の取消等の命令	未設定イ	
69	火薬類取締法	第45条の38	指定保安検査機関に対する検査実施者の解任命令	未設定イ	
70	火薬類取締法	第45条の38	指定保安検査機関の指定の取消等の命令	未設定イ	
71	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第17条第2項	電気工事の施工の差止命令	未設定イ	
72	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第27条第1項	危険等防止のための措置命令（当該行政区域業者への命令）	未設定イ	
73	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第27条第2項	危険等防止のための措置命令（他の行政区域業者への命令）	未設定イ	
74	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第28条第1項	登録電気工事業者の登録の取消等	未設定イ	
75	電気工事業の業務の適正化に関する法律	第28条第2項	通知電気工事業者の事業停止命令	未設定イ	
76	電気工事士法	第4条第6項	電気工事士免状の返納命令	未設定イ	
77	武器等製造法	第20条	猟銃等製造事業者等の許可の取消	未設定イ	
78	武器等製造法	第20条	製造設備等の修理、改造命令	未設定イ	
79	武器等製造法	第20条	製造事業者の許可取消、事業停止	未設定イ	
80	水洗炭業に関する法律	第11条	水洗炭業者の登録の取消	未設定イ	
81	水洗炭業に関する法律	第13条第1項 第13条第2項	作業方法の変更、施設改善命令等水洗炭業者の事業の停止命令	未設定イ	
82	水洗炭業に関する法律	第14条	水洗炭業者の登録取消、事業停止	未設定イ	

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等 区 分	備考
----	-----	------	----------	------------	----

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載